

## 福井県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成22年11月29日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成22年12月7日

福井県監査委員 辻 岡 俊 三  
同 朝 山 美樹雄

### 第1 請求の概要

1 請求の要旨（添付資料「事実証明書」「別表（1）」「別表（2）」「別紙資料」は省略した。）

#### 2009年度福井県議会政務調査費の一部返還を求める住民監査請求書

2009年度福井県議会政務調査費の領収書等のコピーを閲覧したところ、多くの不正支出が明らかになった。貴重な税金が政務調査のために有効に使われるどころか、恣意的に無駄使いされている実態を知り、慄然とせざるをえない。

広報費については、宣伝物や県政報告会等の案内状等が初めて添付され、詳しく分析する中で、支出の妥当性を根底から疑わせる実態が明らかになった。

こうした状況をふまえ、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、2009年度福井県議会政務調査費の一部について福井県への返還を求める措置を講じるとともに、支出の透明性を高め、裏付けのない支出をなくすために議会に対して改善を求めるよう下記の通り請求する。

#### 記

【1】 下記の「かけこみ支出」について、全額返還を求めること。

(1) 自民党県政会が支出した下記の視察旅費の合計額13,271,090円。

- ・2010年4月15日に支出した、台湾・シンガポール観光行政等調査（3/21～25・4名）の旅費、2,563,400円。
- ・2010年4月15日に支出した、デンマーク・スウェーデンの高齢者福祉・環境エネルギー等調査（3/23～29・4名）の旅費、4,549,725円。
- ・3月19日に支出した、ニュージーランドにおける環境保護政策等調査視察（3/24～30・6名）の旅費、6,157,965円。

(理由) 自民党県政会の年間旅費は1,900万円だが、1,300万円余りが3月末に支出され

ている。政務調査費が余ることを惜しんだだけの、当該年度の活動には役立たない、不自然なかけこみ支出である。

次年度の活動のためであるならば、次年度の予算から支出すればよいだけである。

(2) 民主党・一志会が支出した下記の広報費の合計額2, 196, 075円

- ・ 3月24日に支出した中日新聞・県民福井広告料、433, 125円
- ・ 3月31日に支出した福井新聞広告料、660, 450円
- ・ 3月30日に支出した福井テレビ広告(3/22~4/9、1回15秒)、577, 500円
- ・ 3月30日に支出したテレビ広告制作料、525, 000円

(理由) 民主党・一志会の年間広報費は約660万円だが、3月末に220万円が支出されている。政務調査費が余ることを惜しんだだけの、当該年度の活動には役立たない、不自然なかけこみ支出である。

次年度の活動のためであるならば、次年度の予算から支出すればよいだけである。

【2-1】 議員が支出した「別表(1)」および、「別表(2)」の支出額の全額返還を求めること。

(1) 別表(1)に関する請求理由

「別表(1)」の宣伝物には、次のような特徴があった。

- ① 印刷物は、議員の名前や写真を前面に押し出し、写真をふんだんに使って自己宣伝や自己主張を行うものが多かった。その他の内容としては、政党や国会議員の宣伝、後援会活動の報告などがあった。
- ② 印刷物の配付は新聞折込や郵送によっており、部数は最高で約4万枚で、ほとんどは1万枚以下であった。
- ③ その他、地元の月刊誌に広告記事を出した議員がいた。

以上から、宣伝物の大部分を占める印刷物は、「議員の自己宣伝」を目的に、議員自身の「選挙地盤」でのみ配付されていることが明らかであり、選挙を強く意識した後援会活動の一環に他ならない。

月刊誌の広告の内容も、個人の宣伝と個人的な政治活動である政治塾の宣伝であった。

宣伝物の作成・配付は、議員1人では到底為しえない集団的な作業であり、その作業自体が議員の後援活動に他ならない。

また、宣伝物は分割できない1つの実体であり、後援会活動や政党活動を含んだ宣伝物に対する按分支出を認めることは、後援会活動や政党活動に対して政務調査費の充当を認めることに他ならない。

県議会の「政務調査費マニュアル」は、大前提として、政務調査費を後援会活動に充当することを禁じているのだから、「別表(1)」の支出は全額返還されるべきである。

(2) 別表(2)についての理由

「別表(2)」の会合には、次のような特徴があった。

- ① すべて、それぞれの議員の選挙地盤で開催されている。
- ② ほとんどの会合が無料であり、茶菓子が配られている。中には、会費を徴収して酒を出した会合もあった。
- ③ 特定政党の国会議員が出席する例も見られた。

以上から、これらの会合は、選挙を強く意識した後援会活動・政党活動と考えられる。

また、県政報告会の開催それ自体が、議員1人では到底なしえない集団的な活動であり、議員の後援活動に他ならない。

さらに、会合は分割できない1つの実体であり、後援会活動や政党活動を含んだ会合に対する按分支出を認めることは、後援会活動と政党活動に対して政務調査費の充当を認めることに他ならない。

県議会の「政務調査費マニュアル」は、大前提として、政務調査費を後援会活動に充当することを禁じているのだから、「別表(2)」の支出は全額返還されるべきである。

## 【2-2】 議員又は会派が支出した下記の広報費について、一部または全額の返還を求めること。

なお、前項【2-1】、と重複する支出について、前項で全額返還を求めることとなった場合は、本項の請求を取り下げるものとする。

### (1) 広報物に関する支出について

- ① 民主党・一志会が支出した下記の広報費は、政党活動と1/2で按分するものとし、合計額832,125円の返還を求めること。
  - ・1月7日の2009活動レポートの印刷代、504,000円の半額。
  - ・1月7日の同レポートのデザイン料、595,350円の半額。
  - ・1月8日の同レポート印刷代、262,500円の半額。
  - ・1月20日の同レポート印刷代、302,400円の半額。(理由) 会派の名称が与党・民主党を連想させるだけでなく、レポートの内容は、民主党幹部の写真を掲載し与党との一体性を強調するものとなっており、政党活動と按分して支出すべきである。
- ② 公明党が3月30日に支出した、石橋壮一郎県議会・活動レポートの印刷代502,425円は政党活動と1/2で按分するものとし、半額251,213円の返還を求めること。

(理由) 4ページのうちほぼ2ページが、参議院選挙候補者の紹介に使われており、政党活動と按分すべきである。
- ③ 石橋壮一郎議員が7月23日に支出した、石橋壮一郎県議会・活動レポートの印刷代、458,640円および、新聞折込料397,509円は政党活動と1/2で按分するものとし、合計額の半額428,075円の返還を求めること。

(理由) 4ページのうち1ページが、公明党の宣伝に使われており、政党活動と按分すべきである。
- ④ 大森哲男議員が10月5日に支出した、後援会の研修案内の送料1,600円の返還を求め

ること。

(理由) 後援会主催の行事であり、政務調査費は充当できない。

- ⑤ 鈴木宏治議員が支出した、7月27日の、政治塾の生徒を募集するチラシ印刷代、480,511円の全額返還を求めること。

また、下記の支出については政治塾と1/2で按分するものとし、合計額の半額733,211円の返還を求めること。

- ・2月8日のチャレンジ通信2010春の印刷代、621,600円の半額。
- ・2月8日の、同通信折込料、254,703円の半額。
- ・2月17日の、同通信折込料、70,854円の半額。
- ・2月22日の、同通信発送料、519,264円の半額。

(理由) 政治塾は私的な政治活動であり、政務調査費は充当できない。

- ⑥ 野田富久議員が12月14日に支出した電話帳広告料15,750円の全額返還を求めること。

(理由) 広告は行政書士事務所のものであり、政務調査活動と関係がない。

- ⑦ 松井拓夫議員の、「山谷えり子参議院議員を囲んで女性のつどい(11/1)」と「高市早苗衆議院議員を囲んで女性のつどい(3/14)」のために支出した、11月20日のチラシ印刷代・折込代30,019円および、3月31日の広報物印刷代41,889円の合計額の返還を求めること。

(理由) これら会合は明らかに国会議員の後援会活動であり、県会議員の政務調査活動とは関係がない。

## (2) 県政報告会等への支出について

- ① 屋敷勇議員が1月2日に支出した新春県政報告会の会場使用料242,000円および、茶菓子代302,500円の合計額の返還を求めること。

(理由) 使用した会場は、茶菓子を配るような設営をした場合605人は入場できない上に、会場費が異常に高く、2枚の領収書の記載内容は到底信用することができない。

また、案内ハガキによれば会費1,000円を徴収しているが、会合全体の収支が明らかにされておらず、政務調査費を充当した根拠が全く理解できない。会費を徴収した場合は、会合全体の収支が明らかにされるべきである。

なお、県内の会場使用料の目安として、別紙資料を添付した(下記②、③に共通)。

- ② 吉田伊三郎議員が2月23日に支出した報告会の会場使用料160,000円および、茶菓代200,000円の合計額の返還を求めること。

(理由) 使用した会場は、茶菓子を配るような設営をした場合400人は入場できない上に、会場費が異常に高い。また、茶菓代の領収書添付票に記載された「@500円×400人」の記載は議員のメモにすぎない。

さらに、案内状の記載からこの会合に酒が出されたことは明らかであり、2枚の領収書の記載内容と議員のメモは到底信用することができない。

また、案内ハガキによれば会費1,000円を徴収しているが、会合全体の収支が明らかにされておらず、政務調査費を充当した根拠が全く理解できない。会費を徴収した場合

は、会合全体の収支が明らかにされるべきである。

- ③ 野田富久議員が2月20日に支出した県政報告の会場使用料210,000円および、茶菓代94,500円の合計額の返還を求めること。

(理由) 会場が不明な上に会場費が異常に高く、会場費の請求者と領収者がともに「A有限会社」となっている。

もし、請求書に記載された通り450名規模の会合であるなら、会場はかなりの大きな規模の施設であり、会場費の請求と領収は施設の管理運営者が行うはずである。

従って、領収書の記載内容は到底信用することができない。

- ④ 松井拓夫議員が、「高市早苗衆議院議員を囲んで女性のつどい(3/14)」の開催に関して、3月15日に支出した茶菓代35,660円と、3月19日に支出した会場使用料20,422円の合計額の返還を求めること。

(理由) この会合は明らかに国会議員の後援会活動であり、県会議員の政務調査活動とは関係がない。

- ⑤ 谷口忠応議員が6月9日に支出した講師謝金200,000円の半額の返還を求めること。

(理由) 講演は、稲田朋美氏が弁護士として行ったものとしても、同氏が国会議員であり自民党福井県連会長であるのは周知の事実である。この会合が、稲田議員と自民党の宣伝の場となったと考えることは、むしろ自然である。謝金は、政党活動と1/2で按分されるべきである。

**【3】** 下記の旅費支出について、返還を求めること。

- (1) 仲倉典克議員が行った32回の東京出張旅費について、下記の通り返還を求めること。

- ① 32回のうち、4/15、5/13、7/14、10/19、10/29、11/9、11/24、12/9、12/16、1/18、2/18、3/8、3/26に支出された、13回分674,440円の全額。

(理由) 視察報告書の内容から、自民党議員やその秘書と面談・会合した政党活動である。

なお、仲倉議員の視察報告書はいずれも非常に判読しにくいものであり、強く改善を求めたい。

- ② 32回分の、宿泊費(15,100円)および1日分日当(3,000円)の合計額。ただし、上記①で返還を求めた金額を差し引いた額とする。

(理由) 視察報告書は提出されているが、いずれにも業務の時間帯の記載がなく、宿泊の必要性が全く理解できない。また、宿泊施設の領収書も提出されていない。

- (2) 山本芳男議員が、5月26～28日および、6月4～6日の東京出張に支出した交通費、宿泊費、日当の合計額140,400円。

(理由) 視察報告書から、業務の内容は自民党幹部への要請と、自民党の公設秘書とそのOBの会合への参加であり、政党活動にはかならない。

(3) 谷口忠応議員が、10月13日と12月10日に支出した東京出張旅費の合計額104,200円。

(理由) 視察報告書から、訪問先は自民党総裁室であり、政党活動である。

(4) 大森哲男議員が支出した下記の旅費の合計額の返還を求めること。

① 11月7日の1,000円。

(理由) 後援会主催の行事であり、按分支出する理由がない。

② 11月14日の福井～金沢往復旅費8,840円。

(理由) 視察報告書の記載内容から、政党活動と考えられる。

(5) 下記の土産代の合計額の返還を求めること。

① 県民連合、民主党・一志会が下記の日付で支出した34,052円の全額。

5/11 (3,780円)、6/7 (2,310円)、7/13 (1,512円)、7/27 (18,200円)、10/11 (325円)、10/12 (365円)、1/15 (1,890円)、3/23 (5,670円)

② 無所属会派が支出した、7月27日の4,550円、10月11日の650円及び10月12日の730円の合計額5,930円。

③ 山田庄司議員が3月23日に支出した1,890円。

④ 谷口忠応議員が下記の日付で支出した合計額29,700円。

6/1 (10,000円)、8/18 (8,300円)、8/23 (4,100円)、8/24 (2,100円)、10/2 (5,200円)

⑤ 田中敏幸議員が10月27日に支出した2,625円。

(理由) 言うまでもなく、政務調査費を土産代に充当することはできない。

【4】 政務調査費の透明性を高めるため、県議会に対し下記の改善を求めること。

(1) 公共交通機関を使った東京などへの旅費が、旅費規程（グリーン車使用、日当1日3千円）に従って支払われ、支払証明書で処理されていることが多い。この状況を放置すると、グリーン料金、宿泊費、宿泊に伴う日当が不当利得となりかねない。

自動販売機で切符を購入した場合でも領収書の取得は可能である。少なくとも、公共交通機関を利用して県外に出張した場合については領収書の添付を義務づけ、運賃は旅費規程の範囲内の実費とすること。

また、宿泊した場合には、宿泊を要する根拠を示すものと、宿泊施設の領収書の添付を義務づけること。

(2) 事務所の賃借および、事務員の契約に関する書類が公開されていないため、事務所の契約条件、住所、面積、単独事務所か共用事務所か、事務員が常駐しているか等の実態が、一般の市民には全くわ

からない状態になっている。

これらは、政務調査費の透明性を確保するために、必ず添付すべき書類であり、福井市議会ですらで公開されている。

事務所の賃借契約および、事務員の契約に関する書類の添付を義務づけること。

## 【5】 請求の有効性

上記【1】～【4】の支出には、支出された日から1年以上を経過したものも含まれているが、領収書等の閲覧開始が2010年7月1日であることおよび、膨大な枚数の領収書等の精査に相当の期間が必要なことを考慮し、本請求はすべて有効と判断されるべきである。

以上

### <添付資料>

- ・ 事実証明書（2009年度福井県議会政務調査費 収支報告書集計表）
- ・ 請求項目2-1, に関する「別表（1）」、「別表（2）」
- ・ 請求項目2-2, に関する「別紙資料」（文寿殿の貸室料金表）

## 2 請求人

(略)

## 第2 監査委員の除斥

福井県監査委員 笠松 泰夫と大久保 衛は、法第199条の2の規定により、本件監査請求の監査に加わらなかった。

## 第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第4 監査の実施

### 1 監査の対象事項

住民監査請求については、法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関または職員について、違法もしくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為あるいは違法もしくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときに、監査委員に対し、監査を求め、損害の補填等の必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である旨、規定されている。

本件住民監査請求書に記載されている事項については、公金の支出に係る監査請求と認められることから、平成21年度政務調査費のうち、本件請求事項【1】から【3】に係る支出について監査対象事項とした。【4】については、福井県議会が独自に策定した「政務調査費マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に対する改善を求めるものであり、福井県の財務会計上の行為または事実ではないため、監査対象外とした。

### 2 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、新たな証拠の提出および陳述の意向を確認したが、請求人からはこれを行わない旨の意思表示があった。

### 3 監査対象機関の監査

監査対象機関（以下「対象機関」という。）を福井県議会事務局とし、関係書類の提出および説明を求めた。

## 第5 監査の結果

監査結果については、次のとおりである。

### 1 監査結果

#### (1) 請求事項【1】(1)(2)について

自民党県政会が支出した旅費および民主党・一志会が支出した広報費を、不自然なかけこみ支出であると請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて政務調査費は、交付年度内に実施された政務調査活動に対して充当するものと規定されている。

政務調査活動は、年度内のどの時期に実施しても差し支えないと考えられ、同様の活動が他の時期にもなされていることを鑑みると、その活動が3月下旬であることをもって支出自体が違法または不当と言うことはできない。

#### (2) 請求事項【2-1】(1)(2)について

各議員が支出した宣伝物、会合に係る経費を、これらは分割できない1つの実体であり、按分支出を認めることは、後援会活動や政党活動に対し政務調査費の充当を認めることに他ならないと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて複数の活動を整然と峻別することが困難な場合は、使用実態に応じて政務調査活動に要した経費相当額のみを按分により充当することと規定されている。

宣伝物、会合に係る当該経費については、使用実態に応じて政務調査活動に要した経費相当額のみを充当しており、按分がなされていることをもって支出自体が違法または不当と言うことはできない。

#### (3) 請求事項【2-2】の(1)①について

民主党・一志会が支出した当該広報費を、会派の名称や民主党幹部との写真の掲載などから政党活動と按分すべきであると請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて政務調査活動とは、会派または議員が、国、市町村の政治家、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動と規定されている。

会派の名称や民主党幹部との写真の掲載をもって政党活動と言うことはできず、当該広報費については、県政課題等に対する会派の取組みの広報を行っていることと認められることから、当該広報費を政務調査費として認めた。

#### (4) 請求事項【2-2】の(1)②について

公明党が支出した当該印刷代を、一部が参議院選挙候補者の紹介に使われており、政党活動と按分すべきと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて広報費とは、議会活動および福井

県政に関する政策等の広報活動に要する経費と規定されている。

当該印刷物を確認したところ、その内容の一部に要件を満たさないものが含まれていたことから、2分の1の按分が必要であると認め、当該印刷代のうち251,213円については交付対象外支出とした。

(5) 請求事項【2-2】の(1)③について

石橋壮一郎議員が支出した当該印刷代を、一部が公明党の宣伝に使われており、政党活動と按分すべきと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて広報費とは、議会活動および福井県政に関する政策等の広報活動に要する経費と規定されている。

当該印刷物を確認したところ、その内容は、石橋壮一郎議員の本会議、委員会での質問内容と一連の施策の広報であると認められることから、当該印刷代を政務調査費として認めた。

(6) 請求事項【2-2】の(1)④について

大森哲男議員が支出した当該郵便代を、後援会主催の行事であり、政務調査費は充当できないと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて後援会が主催する報告会等の開催経費は、政務調査費を充当することができないと規定されている。

当該送付物を確認したところ、当該郵便代は、後援会が主催する研修の開催経費と認められることから、当該郵便代1,600円については交付対象外支出とした。

(7) 請求事項【2-2】の(1)⑤について

鈴木宏治議員が支出した当該印刷代他を、政治塾は私的な政治活動であり、政務調査費は充当できないと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて政務調査活動とは、会派または議員が、住民からの要望、意見聴取、住民との意見交換のために行う活動と規定されている。

政治塾規約等を確認したところ、政治塾は、福井県および県内各地の将来について意見交換するものであると認められることから、当該印刷代他を政務調査費として認めた。

(8) 請求事項【2-2】の(1)⑥について

野田富久議員が支出した当該広告料を、広告は行政書士事務所のものであり政務調査活動と関係ないと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて広報費とは、議会活動および福井県政に関する政策等の広報活動に要する経費と規定されている。

当該広告物を確認したところ、その内容は、福井県政に関する政策等の広報活動とは認められないことから、当該広告料15,750円については交付対象外支出とした。

(9) 請求事項【2-2】の(1)⑦について

松井拓夫議員が支出した当該印刷代他を、国会議員の後援会活動であり県会議員の政務調査活動とは関係がないと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて複数の活動を整然と峻別することが困難な場合は、使用実態に応じて政務調査活動に要した経費相当額のみを按分により充当することと規定されている。

当該印刷物等を確認したところ、両女性のつどい当日、松井拓夫議員の県政報告会を併せて開催し、按分がなされていることから、当該印刷代他を政務調査費として認めた。

(10) 請求事項【2-2】の(2)①について

屋敷勇議員が支出した当該県政報告会経費を、記載の人数は入場できない上に、会場費が異常に高

く、領収書の記載内容は到底信用することができない、また会費を徴収しているが会合全体の収支が明らかにされていないと請求人は主張している。

会場費や収容人数については、対象機関からの聞き取りやホームページ等により妥当であると認められることから、当該県政報告会経費を政務調査費として認めた。

なお、会費については県政報告会の一環として実施した懇談会にかかる自己負担分である。

(11) 請求事項【2-2】の(2)②について

吉田伊三郎議員が支出した当該県政報告会経費を、記載の人数は入場できない上に、会場費が異常に高く、領収書の記載内容は到底信用することができない、また会費を徴収しているが会合全体の収支が明らかにされていないと請求人は主張している。

会場費や収容人数については、対象機関からの聞き取りやホームページ等により妥当であると認められることから、当該県政報告会経費を政務調査費として認めた。

なお、会費については県政報告会の一環として実施した懇談会にかかる自己負担分である。

(12) 請求事項【2-2】の(2)③について

野田富久議員が支出した当該県政報告会経費を、会場が不明な上に会場費が異常に高く、施設管理運営者以外が領収書等を発行しており領収書等の記載内容は到底信用することができないと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて広報費には、活動報告会等に使用する会場使用料等が認められている。

県政報告会は、B大ホールにおいて開催したものであり、このホールの貸出や飲食の提供を行っている会社から領収書等が発行されたものであると認められることから、当該県政報告会経費を政務調査費として認めた。

(13) 請求事項【2-2】の(2)④について

松井拓夫議員が支出した当該茶菓代他を、国会議員の後援会活動であり県会議員の政務調査活動とは関係がないと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて複数の活動を整然と峻別することが困難な場合は、使用実態に応じて政務調査活動に要した経費相当額のみを按分により充当することと規定されている。

関係書類を確認したところ、女性のつどい当日、松井拓夫議員の県政報告会を併せて開催し、按分がなされていることから、当該茶菓代他を政務調査費として認めた。

(14) 請求事項【2-2】の(2)⑤について

谷口忠応議員が支出した当該講師謝金を、講師が国会議員であり自民党福井県連会長であることから政党活動と按分すべきであると請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて政務調査活動とは、議員が住民に対して行う広報活動であると規定されている。

開催通知書等を確認したところ、谷口忠応議員が開催した県政報告会に講師を招いたのものであると認められ、講師が国会議員で自民党福井県連会長であることをもって政党活動とすることはできないことから、当該講師謝金を政務調査費として認めた。

(15) 請求事項【3】の(1)①について

仲倉典克議員が支出した当該旅費を、自民党議員やその秘書と面談・会合した政党活動であると請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて政務調査活動とは、会派または議員が、国、市町村の政治家、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動と規定されている。

面談・会合の相手が自民党議員等であることをもって政党活動と言うことはできず、視察報告書の確認や対象機関からの聞き取りにより、当該旅費を政務調査費として認めた。

(16) 請求事項【3】の(1)②について

仲倉典克議員が支出した当該旅費を、視察報告書には業務の時間帯の記載がなく、宿泊の必要性が全く理解できないと請求人が主張していることについて、対象機関からの聞き取りにより、32件のうち30件については、両日にわたり用務があったことなどから宿泊が必要であると認めた。

なお、残る2件については、帰福可能な時間に東京での用務が終了しており、宿泊の必要性は認められなかったことから、当該旅費のうち36,200円については交付対象外支出とした。

(17) 請求事項【3】の(2)について

山本芳男議員が支出した当該旅費を、自民党幹部への要請と、自民党の公設秘書とそのOBの会合への参加で、政党活動であると請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて政務調査活動とは、会派または議員が、国、市町村の政治家、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動と規定されている。

面談・会合の相手が自民党幹部等であることをもって政党活動と言うことはできず、視察調査報告書等を確認し、当該旅費を政務調査費として認めた。

(18) 請求事項【3】の(3)について

谷口忠応議員が支出した当該旅費を、訪問先は自民党総裁室であり、政党活動であると請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて政務調査活動とは、会派または議員が、国、市町村の政治家、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動と規定されている。

面談場所が自民党総裁室であることをもって政党活動と言うことはできず、視察調査報告書等を確認し、当該旅費を政務調査費として認めた。

(19) 請求事項【3】の(4)①について

大森哲男議員が支出した当該旅費を、後援会主催の行事であり、按分支出する理由がないと請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて後援会が主催する報告会等の開催経費は、政務調査費を充当することができないと規定されている。

開催通知を確認したところ、当該旅費は、後援会が主催する研修の開催経費と認められることから、当該旅費1,000円については交付対象外支出とした。

(20) 請求事項【3】の(4)②について

大森哲男議員が支出した当該旅費を、視察報告書の記載内容から、政党活動と考えられると請求人が主張していることについて、マニュアルにおいて政務調査活動とは、会派または議員が、国、市町村の政治家、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動と規定されている。

面談・会合相手が国会議員であることをもって政党活動と言うことはできず、視察調査報告書等を確認し、当該旅費を政務調査費として認めた。

(21) 請求事項【3】の(5)①～⑤について

各会派と各議員が支出した当該土産代を、政務調査費を土産代に充当することはできないと請求人が主張していることについて、社会通念上の範囲において土産を持参するのは認められることから、当該土産代を政務調査費として認めた。

なお、一部については県出先機関に対する土産代の支出であることから、当該土産代のうち1,512円については交付対象外支出とした。

## 2 結 論

法第242条第4項の規定に基づき、知事に対し、次のとおり勧告する。

平成21年度の福井県議会政務調査費に係る請求について、一部理由があるものと認め、知事に対し、必要な措置を講じることを勧告する。

措置についての期限は、平成23年1月10日とする。

## 3 意 見

監査を実施した結果、マニュアルに定められた政務調査活動と認められない経費の計上が見受けられ、適切と判断できない支出があったことは遺憾である。

今後は、政務調査費が公金から交付されていることを踏まえ、法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げる」という趣旨に沿い、政務調査費マニュアルの厳正な運用を強く要望するとともに、県民に対し明確な説明責任を果たされるよう適切な措置を講じられたい。